

第十九条 新令第二十五条の十三の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する非課税口座異動届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の二第二項に規定する非課税口座異動届出書については、なお従前の例による。

2 新令第二十五条の十三の二第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する非課税口座移管依頼書については、なお従前の例による。

(非課税口座開設者死亡届出書に関する経過措置)

第二十条 新令第二十五条の十三の五の規定は、施行日以後に同条に規定する提出をする同条に規定する非課税口座開設者死亡届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の五に規定する非課税口座開設者死亡届出書については、なお従前の例による。

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第二十一条 新令第二十五条の十三の八第八項の規定は、施行日以後に生ずる新法第三十七条の十四の二第五項第二号へ(1)に規定する災害等事由について適用し、施行日前に生じた旧法第三十七条の十四の二第五項第二号へ(1)に規定する災害等事由については、なお従前の例による。

2 新令第二十五条の十三の八第十二項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する提出をする同二項第二号に規定する出国移管依頼書については、なお従前の例による。

3 施行日から令和三年三月三十一日までの間における新令第二十五条の十三の八第十二項第二号の規定の適用については、同号中「第三十一項」とあるのは、「第二十七項」とする。

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十三条 新令第二十五条の二十二の三第八項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度(同法第二十条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次条において同じ。)に係る同法第四十条の四第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十四条 新令第二十五条の二十七第八項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

(公益社団法人等に対する所得課税の特例に関する経過措置)

第二十五条 新令第二十六条の二十八の二第一項(第二号ロ(1)に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる法人の平成三十一年四月一日以後に開始する同条第六項第四号に規定する事業年度に係る同条第一項第二号ロ(1)に掲げる書類(同号ロ(1)に規定する寄附行為を除く。)の閲覧について適用し、旧令第二十六条の二十八の二第二項第二号に掲げる法人の同日前に開始した同条第五項第四号に規定する事業年度に係る同条第一項第二号ロ(1)に掲げる書類(同号ロ(1)に規定する寄附行為を除く。)の閲覧については、なお従前の例による。

4 新令第二十五条の十三の八第十二項第四号の規定は、施行日以後に同号に規定する提出をする同号に規定する未成年者帰国届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の八第十二項第四号の届出書については、なお従前の例による。

5 新令第二十五条の十三の八第二十項において準用する新令第二十五条の十三の二第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する未成年者口座移管依頼書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の八第二十項において準用する旧令第二十五条の十三の二第四項に規定する未成年者口座移管依頼書については、なお従前の例による。

6 新令第二十五条の十三の八第二十項において準用する新令第二十五条の十三の五の規定は、施行日以後に同条に規定する提出をする同条に規定する未成年者口座開設者死亡届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の八第二十項において準用する旧令第二十五条の十三の五に規定する未成年者口座開設者死亡届出書については、なお従前の例による。

7 新令第二十五条の十三の八第三十項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する未成年者出国届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の八第三十項において準用する旧令第二十五条の十六項の届出書については、なお従前の例による。

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第二十二条 新令第二十五条の十七第三項(第六号(同号)に規定する特定買換資産に係る部分に限る。)に係る部分に限る。及び第二十項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第五項第二号に規定する財産の譲渡について適用し、施行日前にされた当該財産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新令第二十六条の二十八の二(第一項第二号ロ(1)に係る部分を除く。)の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十六条 新令第二十六条の二十八の三第六項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第七十四条の規定の適用がある場合における新令第二十六条の二十八の三の規定の適用については、同条第六項第二号イ及びロ中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

(外国組員に対する課税の特例に関する経過措置)

第二十七条 新令第二十六条の三十第三項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書又は同条第九項に規定する変更申告書を提出する場合について適用する。

2 新令第二十五条の十七第七項及び第九項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた当該財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

3 新令第二十五条の十七第八項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用する。

4 新令第二十五条の十七第十四項の規定は、施行日以後に同条第三項第六号に規定する特定管理方法による管理を開始した租税特別措置法第四十条第三項に規定する財産等について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十七第三項第六号に規定する特定管理方法による管理を開始した当該財産等については、なお従前の例による。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第二十八条 新令第二十七条第五項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第四十二条第五項に規定する非課税適用申告書又は同条第八項各号に定める申告書を提出する場合について適用する。

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第二十九条 新令第二十七条の二十五項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第四十二条の二第二八項に規定する非課税適用申告書又は同条第十一項各号に定める申告書を提出する場合について適用する。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十条 新令第二十七条の四十八項(第十二号に係る部分に限る。)の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の附則第一条第七号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新令第二十五条の十七第七項及び第九項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた当該財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

3 新令第二十五条の十七第八項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用する。

4 新令第二十五条の十七第十四項の規定は、施行日以後に同条第三項第六号に規定する特定管理方法による管理を開始した租税特別措置法第四十条第三項に規定する財産等について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十七第三項第六号に規定する特定管理方法による管理を開始した当該財産等については、なお従前の例による。

(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十一条 この政令(附則第一条第八号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度(改正法附則第八十二条第二項に規定する特例対象事業年度を除く。)分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度(改正法附則第八十二条第二項に規定する特例対象事業年度を含む。)分の法人税については、なお従前の例による。

2 新令第二十五条の十七第七項及び第九項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた当該財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

3 新令第二十五条の十七第八項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用する。

4 新令第二十五条の十七第十四項の規定は、施行日以後に同条第三項第六号に規定する特定管理方法による管理を開始した租税特別措置法第四十条第三項に規定する財産等について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十七第三項第六号に規定する特定管理方法による管理を開始した当該財産等については、なお従前の例による。

(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十一条 この政令(附則第一条第八号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度(改正法附則第八十二条第二項に規定する特例対象事業年度を除く。)分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度(改正法附則第八十二条第二項に規定する特例対象事業年度を含む。)分の法人税については、なお従前の例による。